

条例制定後に市に考慮していただきたい事項

1. この条例の趣旨が子どもや子どもに関わる人たちに広く浸透するよう、周知に努めること。特に、子どもたちにこの条例のメッセージが伝わるよう、周知方法についても工夫すること。
2. この条例に掲げる市の役割を十分に踏まえ、市が実施する各種の施策・事業に本条例の理念が反映されるように努めること。
3. 本条例の目的である、「みんなで子どもの成長を支える」四街道市を実現するため、子どもに関わる様々な主体との連携や協働を一層推進すること。